

【令和7（2025）年九州における自然災害】

農林水産省が取りまとめた令和7（2025）年に発生した自然災害に係る農林水産関係の被害額は、2,035億円に上り、そのうち九州各県からの報告に基づく被害額は、約1,170億円で全国の約58%を占めました。

全国の被害については、令和6年年末からの大雪被害や8月から9月にかけての大雨被害が大きく影響しています。九州においては、1年間で17件の自然災害が発生し、中でも8月の大雨（8月6日から8日にかけて発生した大雨）の被害が顕著で、特に九州北部地方や鹿児島県（奄美地方を除く）においては、線状降水帯が発生するなど記録的な大雨となったことから農林水産関係に甚大な被害が発生しました。

【令和7（2025）年8月の大雨による被害状況】

九州においては、8月6日から8月12日にかけて、前線を伴った低気圧の影響により線状降水帯が発生し、この間の期間降水量は、鹿児島県霧島市溝辺町で568.5ミリ、熊本県八代市で598.0ミリ、熊本県上益城郡甲佐町で690.5ミリなど、鹿児島県や熊本県では記録的な大雨となりました。これに伴い熊本県では、八代市、玉名市など8市町、鹿児島県霧島市に大雨特別警報が発表されました。

この8月の大雨（台風第12号（8月21日鹿児島県日置市に上陸）を含む）により、熊本県や鹿児島県を中心に農作物、農業用ハウスや畜産施設、農業用機械、農地・農業用施設等が甚大な被害を受け、九州における農林水産業の被害額は、合計で1,133億円となりました。

なお、8月25日には鹿児島県に小泉前農林水産大臣が、熊本県には山本前農林水産大臣政務官が訪れ、知事や市長、農業者等から被害状況等の説明を受け、復旧に向けた意見交換を行いました。

令和7（2025）年8月の大雨に係る農林水産業の被害状況(九州・全国)

令和8（2026）年2月末現在

全国			九州		
合計	うち農作物等	うち農地・農業用施設等	合計	うち農作物等	うち農地・農業用施設等
1,395億円	101億円	957億円	1,133億円	85億円	786億円

資料：農林水産省HP「災害に関する情報」。九州値は県からの報告に基づき九州農政局が作成



水田への土砂流入
(鹿児島県始良市)



被害状況の説明を受ける小泉前農林水産大臣
(鹿児島県霧島市)



ミニトマトの冠水
(熊本県上益城郡嘉島町)

【令和7（2025）年8月の大雨に関する支援の実施】

九州農政局では、職員派遣（MAFF-SAT）として延べ204名を被災自治体や現地に派遣し、被害状況等の速やかな把握と早期復旧に向けたアドバイスを行うなど技術的支援を実施しました。

特に、農地・農業用施設の早期復旧により営農への支障を最小限にするため、査定前着工を促進することに注力しました。また、災害査定(4,254件)についても、同年12月末までにほぼ完了することが出来ました。

この他にも、排水機場が被災し湛水被害が発生した地域への排水ポンプ車の派遣や排水ポンプの設置を行い、住居や農地の湛水被害の解消に向けた支援を行いました。



被災自治体との情報交換
(熊本県美里町)



被害状況調査（農地）
(長崎県杵岐市)



排水ポンプ車による排水状況
(熊本県上天草市)

【令和7（2025）年8月の大雨により被災した水利施設の復旧支援】

鹿児島県霧島市の松永用水路では、上流部約1.6 kmの区間に大雨による土砂が流入し水路が埋まり通水が出来なくなりました。

本地域は、水稻の出穂期にあたり、通水阻害で営農に支障が生じないよう早急な対応を求められたことから、九州農政局では、技術系職員（MAFF-SAT）を霧島市に派遣し、被害状況の詳細把握を行い応急対策に係るアドバイスを実施しました。

その結果、霧島市が早期復旧を実施する運びとなり、8月20日には元通りに通水が可能となりました。



技術系職員による被災状況調査
(鹿児島県霧島市)

○ 松永用水路の被害箇所



災害 — 災害への備え —

【激甚化する自然災害への対応の強化】

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化し、大規模災害による農業関係の被害は増加傾向にあります。

このため、九州農政局では、「第1次国土強靱化実施中期計画(令和7(2025)年6月6日閣議決定)」を踏まえ、安定的な農業経営や安全・安心な暮らしを実現するため、流域治水の取組や防災重点農業用ため池[※]の整備などの国土強靱化を加速化させています。

また、査定前着工制度の活用を推進するとともに、改良復旧の取組・推進や大規模災害への備えを平時から行うなど、災害からの復旧の迅速化・効率化に努めています。

【防災重点農業用ため池における防災工事等の推進】

防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護することを目的として、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(令和2(2020)年10月1日施行)が制定され、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図っています。



【災害復旧の迅速化】

被害の拡大防止や営農活動の早期再開等を図るため、積極的に査定前着工制度を活用し、応急対策工事を実施しています。



令和7(2025)年8月豪雨により被災した農業用水路の応急仮工事の事例

【改良復旧の取組】

被災した農地・農業用施設の復旧に当たっては、原形復旧とするだけでなく、同様の災害で再度被災しないよう、未被災箇所や施設の改良を含めた復旧・整備(改良復旧)についても積極的に推進しています。



【平時の取組】

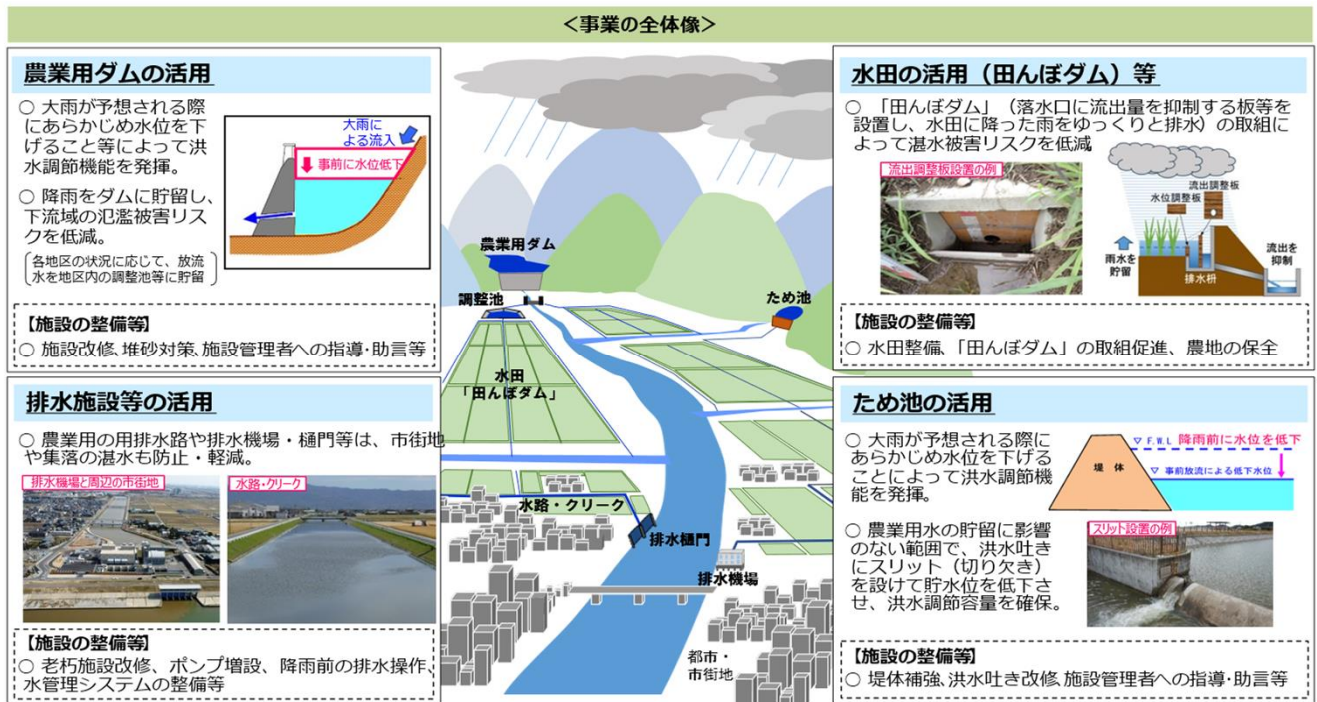
九州農政局では、平時に市町村を個別に訪問し、大規模災害発生時の対応が速やかに行われるよう、災害復旧に向けて行うべき作業・手続・手順等を事前に説明しています。

※ 農業用ため池のうち、「決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池」で都道府県知事が指定したもの。

【農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進】

都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が位置しています。これらの農地・農業水利施設が持つ多面的機能を活かして、関係者が協働して流域の防災・減災に取り組む「流域治水」を推進しています。

農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）



資料：農林水産省農村振興局関係予算 概算決定の概要より

【流域治水への対応(協議会への参画と取組を支援)】

九州農政局では球磨川水系をはじめ九州の一級水系及び二級水系の流域治水協議会に参画し、関係機関の各種取組を支援しています。

【既存農業用ダムの活用(事前放流等の取組を支援)】

九州の65水系(一級河川：14水系、二級河川：51水系)の農業用ダムにおいては、大雨が予想される際に、あらかじめダムの水位を低下させる事前放流等の実施方針を定めた治水協定を98協定(一級河川：37協定、二級河川：61協定)締結しています。九州農政局では治水協定を締結した国営造成23ダム、関係自治体等が管理する75ダムの事前放流等を支援しています(令和7(2025)年3月31日時点)。

【水田の貯留機能の活用(田んぼダムの取組を支援)】

田んぼダムは平成14(2002)年に新潟県で始まり、現在全国約9.9万haに広がっています。九州では、令和2(2020)年7月豪雨で大きな被害が発生した熊本県球磨川流域や福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県で取組が進められています。九州農政局ではこの取組を支援し、広域的な取組の推進を図ります。

【クリークの活用(先行排水の取組を支援)】

筑後川下流域の筑後・佐賀平野においては貯水機能と用排兼用機能を有するクリーク(農業用排水路)が広がっており、農業用水の安定供給のみならず、大雨前には先行排水を行い、空き容量を確保することで洪水調節の役割を担っています。九州農政局ではクリークや排水機場の整備等を支援し、先行排水の取組拡大を推進しています。